

自動車乗入口の設置・排水接続の基準について（東郷町 都市整備課）

1 自動車乗入口の設置について

(1) 乗入口の設置を禁止する場所

道路交通法第44条各号に規定されている道路の部分並びに道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与えるおそれのある箇所への設置は、認められません。ただし、上記の禁止箇所への設置が真にやむを得ないと町が認める場合で、愛知警察署との協議（町が求めた場合）が整った場合は、この限りではありません。

【主な禁止場所】

- ・交差点、曲がり角、横断歩道及びこれらの場所の前後5m以内
- ・バス停留所の前後10m以内

(2) 乗入口の設置箇所数

1施設1か所とします。ただし、ガソリンスタンド、店舗等の自動車乗り入れが多い施設等やむを得ないと町が認める場合は、必要最小限の数の設置を認めることがあります。

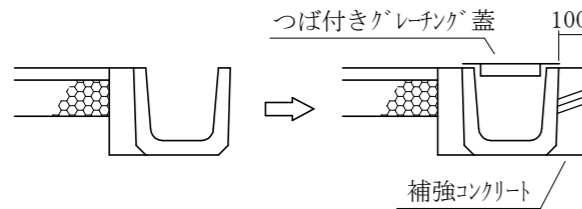
(3) 乗入口の設置角度等

- ・原則として、車道中心線に対し、直角に設置してください。
- ・駐車時に、車両を敷地内で切り返しができるよう計画してください。やむを得ず道路から直接乗入れる駐車場（ハーモニカ駐車）にする場合は、原則として、最大3台までとします。

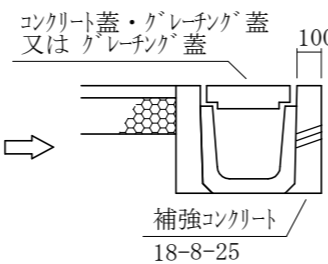
(4) 蓋掛け等

- ・道路の路面高に合わせ、側溝蓋を設置してください。（図①）
- ・排水構造物の天端の高上げや、側溝蓋の斜め設置はしないでください。
- ・原則として、コンクリート蓋は、2種蓋・騒音防止型（ゴム付）とし、グレーチング蓋は、T-14以上（乗入れ車両による）・細目・ノンスリップ・騒音防止型（ゴム付）としてください。グレーチング蓋は、5mに1枚の割合で設置してください。
- ・コンクリート蓋を切断する場合は、短辺が30cm以上になるよう切断してください。グレーチング蓋の場合は、現場に合わせた形状で、工場で製作してください。
- ・PU1型の場合は、補強コンクリートを施工し、歩道用（PU2型）の場合は、車道用（PU3型等）に布設替えしてください。ただし、自動車の種類がB型、C型の場合及び店舗等不特定多数の車両が乗り入れる場合は、横断側溝に布設替えしてください。（図②）

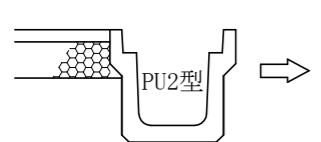
【図①】 ★PU1型（その1）



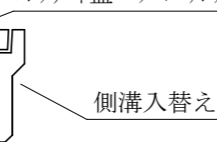
★PU1型（その2）



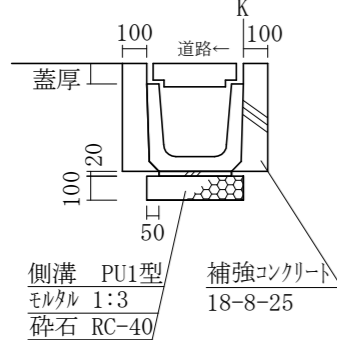
★PU2型



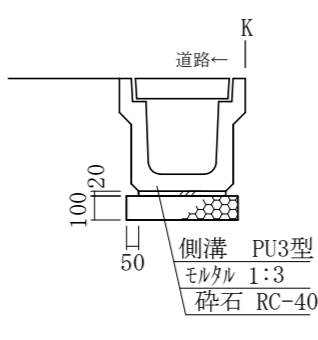
★PU3型



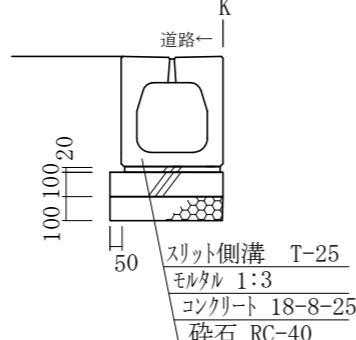
【図②】 ★側溝（PU1型）



★側溝（PU3型）



★横断側溝（例）



(5) 乗入口の設置幅

原則として、歩道部の乗入口設置幅及び輪荷重影響幅は、下表のとおりです。

歩道の形式	フラット式 セミフラット式 マウントアップ式（すり付）	マウントアップ式 （ブロック巻込）
自動車の種類		
A型（乗用車・小型貨物自動車）	①乗入口設置幅 3.0m以下 ②輪荷重影響幅 1.5m	①乗入口設置幅 4.0m以下 ②輪荷重影響幅 1.0m
B型（普通貨物自動車用6.5t積以下）	①乗入口設置幅 6.0m以下 ②輪荷重影響幅 2.0m	①乗入口設置幅 7.0m以下 ②輪荷重影響幅 1.5m
C型（大型・中型貨物自動車用6.5t積を超える）	①乗入口設置幅 10.8m以下 ②輪荷重影響幅 2.6m	①乗入口設置幅 12.0m以下 ②輪荷重影響幅 2.0m

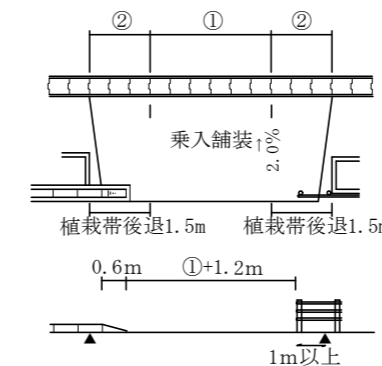
・A型において、専用住宅等で車両を並列して設置する場合の①乗入口設置幅は、2台並列で3.8m、3台並列で4.8mを限度とします（4台以上の並列は不可）。

・A型であっても、真にやむを得ないものと判断される場合は、最大B型の幅まで適用することができるものとします。車両走行軌跡図等により必要最低幅を算出して、その資料を申請書に添付してください。この場合、原則として、舗装構成などは、B型の基準とします。（例：路上滞留のおそれがある場合など）

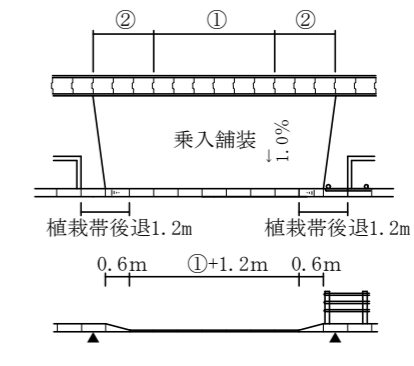
・C型は、最大乗入幅を示しており、車両走行軌跡図による必要幅を算出して、その資料を申請書に添付してください。

・不要になる既設の乗入口は、乗り入れを閉塞し、歩道形状にしてください。

★フラット式

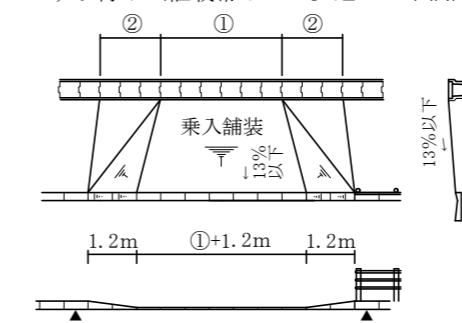


★セミフラット式

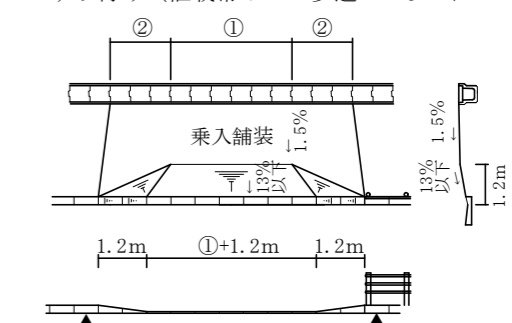


★マウントアップ式

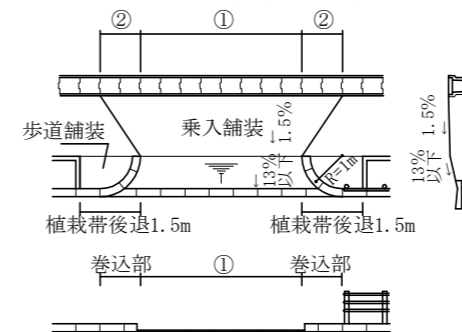
・すり付け（植栽帯なし・歩道2.5m未満）



・すり付け（植栽帯なし・歩道2.5m以上）



・ブロック巻込み（植栽帯あり）



※各図とも、右側は防護柵がある場合、左側は防護柵がない場合を示します。

※▲は、乗入口を隣地に寄せて設置する場合の隣地との境界延長線の位置です。

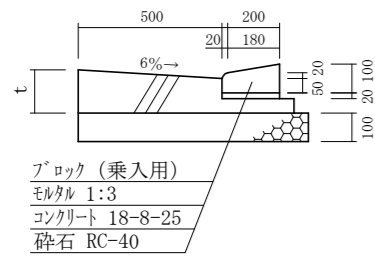
※乗入口以外の車両進入を防止するため、民地内に止めの措置をお願いする場合があります。

※歩道がない道路からの乗入口設置幅は、歩道がある場合の考え方に準じます。

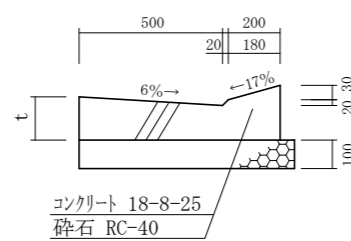
(6) 歩車道分離施設（歩車道境界ブロック標準図）

★ マウントアップ式 t=A型:150、B.C型:200

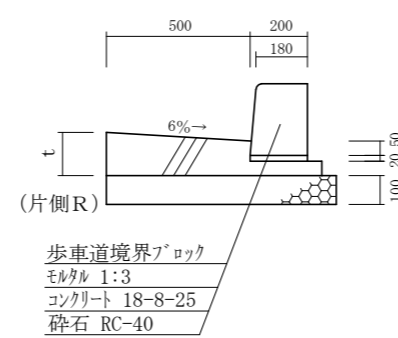
・乗入口部（ブロック取替タイプ）
※B・C型不可



・乗入口部（全面打替タイプ）

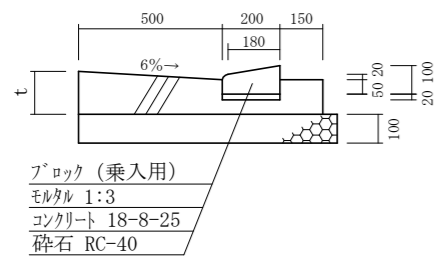


・歩道復旧部（乗入口封鎖等）

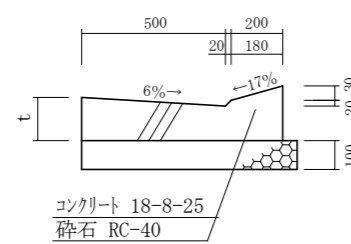


★ セミフラット式 t=A型:150、B.C型:200

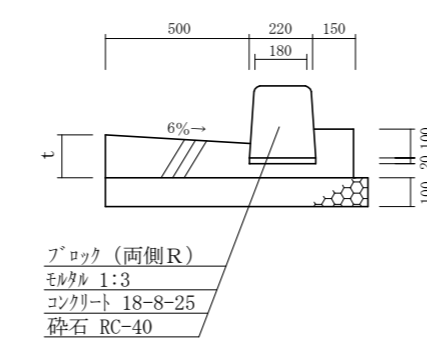
・乗入口部（ブロック取替タイプ）
※B・C型不可



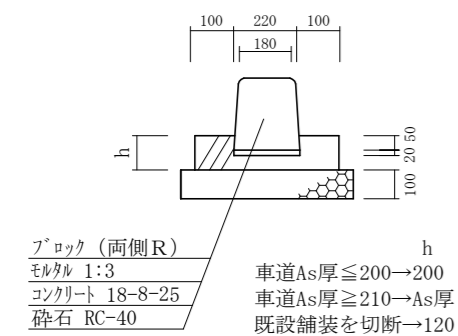
・乗入口部（全面打替タイプ）



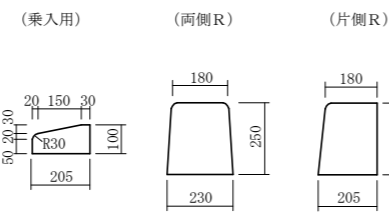
・歩道復旧部（乗入口封鎖等）



★ フラット式（乗入口封鎖等）



(参考)ブロック形状図



※現地が標準図と異なる場合は、ご相談ください。

(7) 舗装構成図

乗入口部分の舗装は、耐久性確保のため、コンクリート舗装にしてください。ただし、既設舗装の打ち直しなどで、適切な転圧重機を使用して施工するものに限り、従前のアスファルト舗装又はインターロッキング舗装を認める場合があります。

★ コンクリート舗装

	A型	B型	C型
コンクリート (σ28=21N/mm ² 以上)	15cm	20cm	25cm
路盤工 (RC-40)	10cm	20cm	25cm

★ インターロッキング舗装

	A型	B型	C型
インターロッキングブロック	8cm	8cm	使用不可
サンドクッション	2cm	2cm	使用不可
A型: 粒調砕石 (M-40)	10cm	8cm	
B型: 瀝青安定処理			
路盤 (RC-40)	10cm	10cm	

★ アスファルト舗装

	A型	B型	C型	※既設歩道が透水性Asの場合	A型	B型	C型
表層 (再生密粒As13mm)	5cm	5cm	使用不可	表層 (透水性As)	5cm	使用不可	使用不可
基層 (再生粗粒As20mm)	—	5cm	不可	路盤 (RC-40)	35cm		
路盤 (RC-40)	25cm	25cm		フィルター層 (砂[洗])	5cm		

※既設歩道のAs復旧

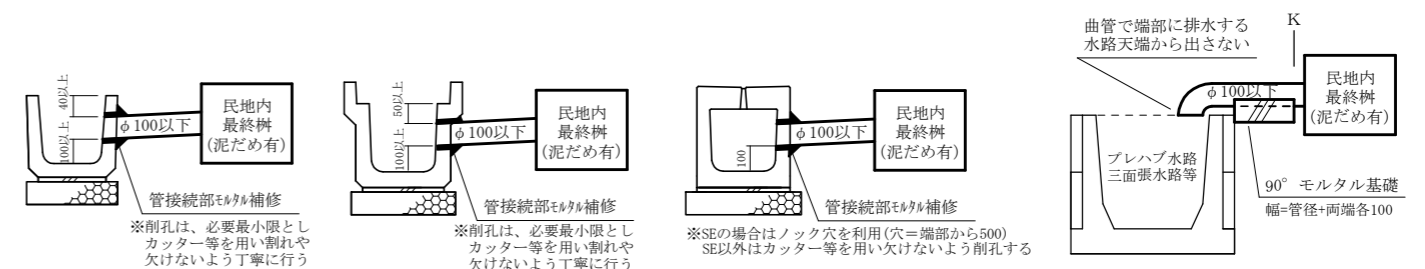
表層 (再生密粒As13mm)	3cm
路盤 (RC-40)	10cm

2 排水接続について

原則として、排水管の接続方法は、以下のとおりです。

- ・接続箇所は1か所とし、管径はφ100以下としてください。
- ・ゴミ等を除去できるように、民地内に泥だめ機能を有した最終柵を設置し、放流してください。（平面図・詳細図に最終柵を記入してください。）
- ・汚水と雨水の分離の排水経路としてください。
- ・道路側溝の場合は、側面を削孔して接続し、水路施設の場合は、上部側端から排水してください。
- ・道路側溝への接続は、宅地内への逆流防止のため、管底を河床より10cm以上あげてください。
- ・側溝等の削孔は必要最小限とし、カッター等を用いて、側溝に欠けやヒビが生じないよう丁寧に施工してください。なお、管接続後のモルタル補修は、削孔部の管周りを埋めるとともに、接続部から漏水や吸出しが生じないよう施工してください。
- ・側溝や水路の流路内に、管を出さないよう施工してください。

《標準図》



※当基準での施工が難しい場合は、ご相談ください。 R6.4 東郷町 都市整備課